

MBO・支配株主等による完全子会社化に関する有価証券上場規程等の改正

M&A ニュースレター

2025 年 8 月 1 日号

執筆者:

小俣 洋平

y.omata@nishimura.com

一色 裕太

y.isshiki@nishimura.com

目次

- I はじめに
- II 適用対象行為の拡大について
- III 特別委員会の意見取得について
- IV 必要かつ十分な開示について
- V 本改正において見送られた事項及び今後の展望について

I はじめに

1. 改正の経緯

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、2025 年 4 月 14 日、「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について」を公表し¹、同年 5 月 14 日までパブリック・コメント（以下「本パブリックコメント」といいます。）を実施し、同年 7 月 7 日、その結果を公表しました²。これを受け、東証は、同日、「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表し、2025 年 7 月 22 日から、有価証券上場規程等の改正（以下「本改正」といいます。）が施行されました³。

本改正は、2019 年 6 月 28 日付で経済産業省から公表された「公正な M&A の在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」（以下「公正 M&A 指針」といいます。）の策定後、一般株主保護の観点から特別委員会における検討等の実務が進展している一方、投資家からは、依然として、特別委員会の実効性に関する懸念や価格の公正性を判断するために必要な株式価値算定に関する開示等の不足を指摘する声も寄せられていることを踏まえ、ベストプラクティスの位置づけである公正 M&A 指針の枠組みがより実効的に機能していくよう、特別委員会からの意見入手や必要かつ十分な情報開示に関して、有価証券上場規程上の義務である企業行動規範（遵守すべき事項）の見直しを行うものとされています⁴。

¹ 東証「[MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について](#)」（2025 年 4 月 14 日）参照

² 東証「[「MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について](#)」（2025 年 5 月 14 日）（以下「本パブリックコメント回答」といいます。）参照

³ 詳細は、東証「[MBO や支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に係る 有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表](#)」及び東証「[会社情報適時開示ガイドブック（2025 年 7 月改訂箇所抜粋・履歴付き）](#)」（以下「適時開示ガイドブック改訂版（履歴付）」）といいます。）参照

⁴ 本パブリックコメント回答 No.1-2

本ニュースレターでは、本改正の主な改正内容を紹介しつつ、実務上重要と考えられるポイントを解説します。

2. 改正の概要及び適用開始時期

(1) 改正の概要

本改正では、MBO・支配株主による完全子会社化に係る従前の規範について、①規範の適用対象行為の拡大が行われるとともに（後記Ⅱ）、②規範の内容の見直しとして、(a) 特別委員会における検討の実効性向上の観点から、「少数株主にとって不利益でないことに関する意見」の在り方（入手先・内容・意見書の開示）の見直し（後記Ⅲ）、(b) 一般株主が十分な情報を得た上で、取引の公正性を判断できるよう、必要かつ十分な情報開示の内容の見直し（後記Ⅳ）が行われました。

<適用対象行為の拡大の概要⁵>

	支配株主による 完全子会社化	MBO	その他の関係会社 による完全子会社化
①少数株主にとって不利益でないことに関する意見 ● 利害関係を有しない者から、少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手を義務付け	対象	新たに対象	
②必要かつ十分な適時開示 ● 適時開示を必要かつ十分に行うことを義務付け ※ 株式価値算定の概要を含む	対象		新たに対象

(2) 適用開始時期

本改正は、施行日である2025年7月22日以後にMBOや支配株主・その他の関係会社等による完全子会社化等を「決定」するものから適用されます。本改正に経過措置はなく、施行日以前から検討が開始されている事案も適用対象となり、例えば、特別委員会の答申書について、後記Ⅲ-3記載の「意見の内容」に係る改正を踏まえた内容とする必要が生じ得ることに留意が必要です。

Ⅱ 適用対象行為の拡大について

1. 概要

前記Ⅰ-2-(1)の図のとおり、本改正前は、企業行動規範において、(i) 支配株主による完全子会社化の場合は、「少数株主にとって不利益なものでないこと」に関し、支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手するとともに、必要かつ十分な適時開示を行うこと、(ii) MBO の場合は、必要かつ十分な適時開示を行うことが求められておりましたが、本改正においては、MBO についても意見書取得に係る規範が適

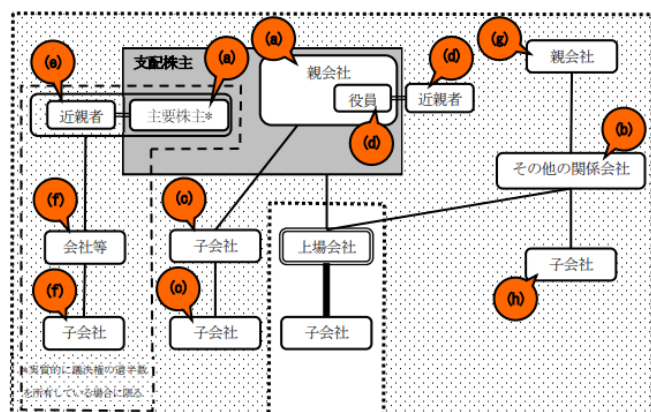
⁵ 東証「[MBOや支配株主による完全子会社化等に関する上場制度の見直しについて](#)」（2025年4月14日）2頁

用されるとともに、「その他の関係会社」⁶による完全子会社化等についても意見書取得及び必要かつ十分な適時開示に係る規範が適用されることとなりました。

「その他の関係会社」に係る適用対象行為の拡大は、「その他の関係会社」と対象会社との構造的な利益相反リスクや、近年親子関係に限らず、持分法適用関係にある上場会社においてもグループ再編の動きが活発化していること等を踏まえ、一般株主の利益を確保する観点から行われたものとされています⁷。他方で、本パブリックコメント回答では、利益相反の問題の程度は個別の事案によっても異なると考えられることから、全ての公正性担保措置について、必ずしも支配株主による完全子会社化等と同等の実施を求めるものではなく、個別の事案における利益相反の問題の程度も踏まえ、いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を行い、投資者に対しても説明することが期待されるとも述べられています⁸。

本改正後は、①MBO、②支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（下図参照。以下「支配株主・その他の関係会社等」といいます。）による公開買付け、③支配株主・その他の関係会社等が関連する株式交換等（株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認のことをいいます。以下同じです。）⁹¹⁰について、(i) 後記Ⅲで述べる当該公開買付けや株式交換等が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会からの意見の入手を行い、また、(ii) 後記Ⅳで述べる必要かつ十分な適時開示を行うこと（以下「MBO 等に係る遵守事項」といいます。）が義務付けられることとなります¹¹。

<支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者の範囲¹²>



⁶ 「その他の関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財規」といいます。）第 8 条第 8 項に規定するその他の関係会社（対象会社が他の会社等の関連会社（財規第 8 条第 5 項）である場合における当該他の会社等）をいうとされており（有価証券上場規程第 2 条第 3 号）、例えば、①対象会社の議決権の 20%以上を所有している会社や、②対象会社の議決権の 15%以上、20%未満を所有しており、かつ、役員派遣等を通じて対象会社に対して重要な影響を与えることができる会社が含まれ得ます。

⁷ 本パブリックコメント回答 No.4-10

⁸ 本パブリックコメント回答 No.4-10

⁹ 当該公開買付け、株式交換等、又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限ります。

¹⁰ 但し、いわゆる二段階買収として、支配株主・その他の関係会社等以外の者が公開買付けを実施し、新たにこれらに該当した後、一連の取引として、当該者が関連する株式併合等に係る承認等が行われる場合は、適用対象には含まれないものとされています。

¹¹ 有価証券上場規程第 441 条、有価証券上場規程施行規則第 436 条の 3

¹² 適時開示ガイドブック改訂版（履歴付）113 頁

2. 支配株主・その他の関係会社等が「関連する」株式交換等

本改正後にMBO等に係る遵守事項の適用対象となる行為のうち、支配株主・その他の関係会社等が「関連する」株式交換等（前記Ⅱ-1の③の類型）については、本パブリックコメント回答において、これらの者が組織再編・買収の「当事会社」となるものに限定されることが明確化されました¹³。

他方で、当該本パブリックコメント回答において、支配株主・その他の関係会社等が組織再編・買収の「当事会社」には該当しない場合であっても、支配株主・その他の関係会社等が、買収者と不応募契約を締結することや買収者に再出資すること等により、公開買付け及びその後の一般株主のスクイズアウトの実施後も、対象会社の株主（間接的に対象会社株式を保有する場合を含む。）として残存することを予定した取引を行う場合については、取引の性質や構造的な利益相反の問題の程度に応じて、これらに「準ずる行為」として、対象行為と同様の手続きを実施することが期待されるとされていることに留意が必要です。

上記本パブリックコメント回答においては、具体例として、支配株主・その他の関係会社等が、一連の取引の結果、対象会社に対して直接又は間接に「その他の関係会社としての影響力を維持したり、その影響力を強化する場合」には、「準ずる行為」として手続きを実施することが考えられるとされているため、今後、支配株主・その他の関係会社等と不応募合意や再出資の合意を行う案件においては、支配株主・その他の関係会社等の取引後の議決権割合や株主間契約の内容等を勘案し、「その他の関係会社としての影響力を維持したり、その影響力を強化する場合」に該当するかにつき、会計上の観点を含めた検討が必要となり得ると考えられます。また、かかる点の確認結果を踏まえた上で、利益相反の程度等を考慮し、MBO等に係る遵守事項をどの程度実施するか検討することとなるため、これらの確認・検討は、取引検討の初期段階から実施することが望ましいと考えられます。

Ⅲ 特別委員会の意見取得について

1. 概要

前記Ⅰ-2-(1)記載のとおり、本改正においては、企業行動規範の適用対象行為に対する規範の内容の見直しとして、特別委員会における検討の実効性向上の観点から、「少数株主にとって不利益でないことに関する意見」の在り方（入手先・内容・意見書の開示）の見直しが行われておりますが、その概要は以下のとおりです。

	従前の企業行動規範	本改正後の企業行動規範
意見の入手先	利害関係を有しない者	<u>特別委員会</u>
意見の内容	少数株主にとって「不利益なものでないこと」に関する意見	一般株主にとって「 <u>公正なものであること</u> 」に関する意見
意見書の開示	意見書自体の開示は不要 （適時開示にサマリーを記載する）	意見書自体の <u>開示が必要</u> （適時開示に意見書を添付）

¹³ 本パブリックコメント回答 No.18-19

2. 意見の入手先

本改正後においては、企業行動規範のMBO等に係る遵守事項の適用対象行為を行う場合、公開買付者・株式交換等に関連する支配株主・その他の関係会社等からの「独立性」、及び、取引からの「独立性」を有する者で構成される特別委員会から意見を入手する必要があります¹⁴。

従前より、公正 M&A 指針が直接適用されない事案であっても、上場会社の完全子会社化取引においては特別委員会が設置されることが一般的であったことを踏まえると、本改正における意見の入手先の見直しによる実務への影響は小さいと考えられます。

3. 意見の内容

本改正後においては、企業行動規範の MBO 等に係る遵守事項の適用対象行為を行う場合、(i) 特別委員会から、一般株主にとって「公正なものであること」に関する意見の入手が必要とされ、また、(ii) 意見に含むべき内容が具体化されました¹⁵。

上記(i)の見直しについて、本パブリックコメント回答では、①価格の公正性に懸念があるにも関わらず、市場価格に対して一定のプレミアムが付された価格で一般株主に売却機会が与えられることをもって「不利益でない」と意見する事例が見られることを受けて、公正 M&A 指針も踏まえ、取引が「公正である」という観点まで踏み込んだ意見の取得を求めることとしたこと、②取引の公正性を判断するに際しては、公正 M&A 指針で示されているとおり、「企業価値の増加分が一般株主に公正に分配されるような取引になっているか」が基本的な目線となる一方で、対象会社の立場からは企業価値の増加分の定量化が困難な場合もあることから、必ずしも、企業価値の増加分やそのうち一般株主が享受すべき部分の価値について、定量的な算出・説明を求めるものではないとされています¹⁶。

また、上記(ii)の見直しに関して、特別委員会の意見には、①取引の是非、②取引条件の公正性、③手続の公正性に関する検討の内容、判断及びその根拠を含める必要があり、その詳細は下表のとおりです¹⁷。①～③の項目自体は、これまでの実務においても、特別委員会の意見書（答申書）の中で一般的に記載されてきたものであり、本改正によって、意見書（答申書）の内容や、特別委員会での検討・審議事項が大幅に変わるものではないと考えられます。但し、公開買付者等との協議・交渉における主要な論点や当初の協議・交渉方針からの変更が生じた場合の理由など、これまでは必ずしも具体的な開示がなされていたとはいえないと思われる事項も含まれており、かかる項目が開示対象となることによって、今後、より詳細な開示が求められる可能性を踏まえ、特別委員会において慎重な審議・検討を行う必要が生じ得る点には留意が必要です。

¹⁴ 有価証券上場規程第 441 条第 1 項、同施行規則第 436 条の 3 第 1 項

¹⁵ 有価証券上場規程第 441 条、同施行規則第 436 条の 3 第 2 項

¹⁶ 本パブリックコメント回答 No.26-28

¹⁷ 適時開示ガイドブック改訂版（履歴付）114～116 頁

項 目	検討の観点
① 取引の是非	当該取引が、上場会社の企業価値向上に資するか
② 取引条件の公正性	下記に掲げる観点等を踏まえ、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等が公正なものとなっているかどうか ✓ 公開買付者等との協議・交渉の過程 ※ 時系列での協議の経過（特別委員会の関与の内容を含む）に加え、協議・交渉の方針、主要な論点が存在する場合にはその内容、当初の協議・交渉方針から変更が生じた場合にはその理由（破談リスクに関する検討内容等を含む） ✓ 株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性 ※ 取引条件の公正性を判断するにあたり基礎とした株式価値算定の内容及びその前提とされた財務予測・前提条件等が合理的なものとなっているか ※ 特に財務予測に利益・フリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）の大幅な増減を見込んでいる場合や、当該 M&A 以前に公表されていた財務予測と大きく異なる財務予測を用いる場合、割引率や継続価値などに関して重要な前提条件が置かれている場合には、その合理性 ✓ 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の妥当性 ※ 過去の市場や同種案件と比較してプレミアムの水準が妥当なものとなっているか ※ 買収の検討と近接した時期にネガティブ情報を公表している場合には、当該情報の合理性や当該時期に当該取引を行うことを選択した背景・理由等 ✓ その他（買収者による過去の株式取得価格など）
③ 手続の公正性	取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか ✓ 公正 M&A 指針で例示されている以下の公正性担保措置を実施している場合には、その具体的な実施状況 ✓ また、外部専門家の専門的助言等、マーケット・チェック、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定又は強圧性排除のいずれかを公正性担保措置として講じない場合には、その理由や、当該公正性担保措置を講じなくても全体として取引条件の公正さが手続的に担保されているか（これを補うために他の公正性担保措置を実施している場合にはその内容を含む） - 特別委員会の設置 （設置の時期、委員構成（属性・専門性）、権限（交渉への関与、アドバイザー選任）、委員の報酬等） - 外部専門家の専門的助言等 ・ 法務・財務アドバイザーの選任 ・ 第三者算定機関からの株式価値算定書やフェアネス・オピニオンの取得（助言の内容、法務・財務アドバイザーや第三者算定機関の独立性等） - マーケット・チェック ・ 積極的なマーケット・チェック ・ 間接的なマーケット・チェック（マーケット・チェックの方法、買付者との取引保護条項等） - マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定

項 目	検討の観点
	- 強圧性排除 - 情報開示

4. 意見書の開示

本改正後においては、企業行動規範のMBO等に係る遵守事項の適用対象行為を行う場合、特別委員会から入手した意見書について、適時開示資料に添付する形で開示（原則、全文開示）することが必要となります¹⁸。

なお、本パブリックコメントでは、意見書全文の開示を求めると、かえって意見書の記載自体を充実化させることの妨げになるおそれ、意見書の内容ひいては特別委員会における審議の形骸化を招くおそれ、特別委員が自己の意見がそのまま開示されることを懸念して、自由闊達な議論が萎縮してしまうおそれについてのコメントも出されましたが¹⁹、意見書全文の開示を原則とし、事業上の機密情報が含まれている場合は、当該箇所について合理的な範囲で非開示とすることを許容する形となりました。

本改正後は、適用対象行為においては、特別委員会の実効性を確保し、特別委員による自由闊達な議論を確保しつつ、適切な情報開示を行う観点も踏まえ、意見書の内容について慎重な検討が必要になると考えられます。

IV 必要かつ十分な開示について

本改正では、「必要かつ十分」な適時開示の内容についても見直しが行われ、株式価値算定の概要の開示に関して、財務予測や算定手法の前提となる考え方の記載が拡充されました²⁰。本改正に関連する開示事項の概要は下表のとおりであり、下線部分は（実務上従前より開示されていた事項もあるものの）本改正によって開示が義務付けられた事項となります。

本改正後の具体的な開示の在り方については、今後の実務動向を注視する必要がありますが、本改正を受け、これまでよりも詳細な開示が求められる可能性もあることを念頭に置いた対応が必要となる点に留意が必要です。

¹⁸ 有価証券上場規程第441条第2項

¹⁹ 本パブリックコメント回答 No.50-52

²⁰ 適時開示ガイドブック改訂版（履歴付）60頁以下

項目	開示・記載上の注意上の具体的な開示事項
算定の概要	① 財務予測 ✓ DCF 法の算定の前提とした財務予測（各事業年度の売上高、営業利益、EBITDA 及び FCF を含む）の具体的な数値 ✓ 算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的 ✓ 算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等の前提）、期間の設定に関する考え方 ✓ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ✓ 算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合には、その理由²¹ ※ 「大幅に異なる場合」に該当するかは、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には 10%以上、利益又は FCF の場合には 30%以上であるか否かが目安 ✓ 算定の前提とした財務予測で利益又は FCF の大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因 ※ 「大幅な増減」に該当するかは、各々の前事業年度と比較して、利益又は FCF の増加又は減少見込額が 30%以上であるかが目安 ② 割引率 ✓ 割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可） ※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠 ③ 継続価値 ✓ 継続価値の具体的な数値（レンジ可） ✓ 継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可） ※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整した等の前提条件がある場合（重要性を有する場合に限る）には、その内容 ④ 非事業用資産 ✓ 個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る²²） ※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方
算定機関との関係	✓ 算定機関の報酬体系（成功報酬・固定報酬の別など） ✓ 算定機関について重要な利害関係がある場合は、その関係の内容及び当該算定機関に算定を依頼した理由

²¹ 公表済みの財務予測と異なる財務予測を用いること自体を否定するものではなく、違いが生じた理由について、財務予測の作成目的の違いなども踏まえ、丁寧に開示することが期待されるとされています（本パブリックコメント回答 No.69-70）。

²² 「算定において重要性を有する場合」に該当するか否かについては、例えば、資産全体に占める賃貸等不動産・保有有価証券等の割合が大きい場合や、これらの含み益が大きい場合、現預金がその属する業種・業界における一般的な水準と比較して多い場合など、事業資産・非事業資産のいずれとして取り扱うかが算定結果に重要な影響を与える場合には、その取扱いについて開示することが考えられるとされています（本パブリックコメント回答 No.83-84）。

V 本改正において見送られた事項及び今後の展望について

本改正は、東証の市場区分見直しの実効性向上に向けて、施策の進捗状況や投資家の評価などを継続的にフォローアップし、上場会社の企業価値向上に向けた取組や経過措置の取扱い、ベンチャー企業への資金供給などに関する追加的な対応について助言を行うことを目的として設置された、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」での議論を経て、前記Ⅰ～Ⅳのとおり、公正 M&A 指針公表以降の実務動向を踏まえ、ベストプラクティスの位置づけである公正 M&A 指針の枠組みをより実効的に機能させることを目的として、これまでの実務の進展等も踏まえて実施されたものです。

本改正において見送られた主な内容としては以下の事項が挙げられますが、本パブリックコメント回答においても、随所に、今後の市場における企業買収の動向や実務の進展等を踏まえ引き続き検討する旨が述べられており、本改正後においても、公正 M&A 指針の枠組みをより実効的に機能させるための見直しを引き続き継続するものと考えられ、今後の動向にも留意が必要です。

項 目	詳 細
特別委員会・取締役会の議事録の開示	特別委員会や取締役会の議事録には事業上の機密情報が多く含まれるほか、議論の過程そのものが開示されることを懸念して議論が委縮する、あるいは、議事録への記載を控える方向に働く等の実務上の懸念が多く寄せられたことから、今回の見直しでは義務付けられなかった ²³ 。
特別委員の専門性	今回の見直しでは特別委員の専門性について一律の定めは置かれなかった。他方で、特別委員会の構成員となる上場会社の社外取締役に対して、企業買収の場面における知見に関する情報の提供などに引き続き努めるとの回答が付された ²⁴ 。
機関投資家・大株主との協議・交渉	特別委員会の意見の内容として、買収者との協議・交渉の過程だけでなく、機関投資家や大株主との協議・交渉の過程についての記載も求めるべきとのコメントがあったが、今回の見直しでは買収等の当事会社でない大株主等との協議・交渉の過程まで一律に記載を求めることはされなかった ²⁵ 。
マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（MoM条件）	マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（MoM 条件）を原則採用することを義務づけるべきとのコメントがあったが、特に買収者の対象会社の株式の保有割合が高い場合、少ない株式取得によって買収を容易に妨害でき、企業価値向上に資する買収までもが阻害されることを懸念する声も多く寄せられたため、今回の見直しでは一律の義務付けは行わないこととされた ²⁶ 。 ※ MoM 条件を設定しない理由（MoM 条件の設定の有効性や弊害（取引の安定性等）に関する検討の内容を含みます。）や全体として取引条件の公正性が手続的に担保されているかどうかについて、当該事案の個別の状況も踏まえて説明することが望まれるとの回答が付された。但し、上記の内容の説明を既に行っている

²³ 本パブリックコメント回答 No.54-57

²⁴ 本パブリックコメント回答 No.22-23

²⁵ 本パブリックコメント回答 No.37

²⁶ 本パブリックコメント回答 No.38-43

項 目	詳 細
	事例について、追加的な開示を求めるものではないとされている。
フェアネス・オピニオンの取得	第三者算定機関からのフェアネス・オピニオンの取得について、我が国の現状としては、発行プロセスに関するルール等が未だ整備されておらず、その法的効果が必ずしも明らかでないとの懸念の声もあることから、今回の見直しでは一律の義務付けは行わないこととされた ²⁷ 。
株式価値算定書の開示	対象会社/特別委員会のアドバイザーが作成した株式価値算定書自体の開示を義務付けるべきとのコメントがあったが、算定機関から懸念の声が寄せられたことを踏まえ、今回の見直しでは開示を求めないこととされた ²⁸ 。
PBR1 倍割れ	1株当たり純資産額そのものが、買収対価の公正性を判断するうえで直接の指標となるわけではなく、また、業績が悪化する中で抜本的な事業の再編等を目的としてMBO等を実施する事例もあることから、今回の見直しでは一律の規制等は行わないこととされた ²⁹ 。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応べく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

²⁷ 本パブリックコメント回答 No.45-46

²⁸ 本パブリックコメント回答 No.66

²⁹ 本パブリックコメント回答 No.87-90